

議案第 1 号

苫小牧市公平委員会委員の選任について

苫小牧市公平委員会委員 高嶋 めぐみ 氏が令和 4 年 3 月 3 1 日をもって辞職したため、その後任に下記の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

議案第2号

令和4年度苫小牧市一般会計補正予算（第2回）について

次のとおり議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

令和4年度苫小牧市一般会計補正予算（第2回）

令和4年度苫小牧市の一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459,653千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,547,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		17,505,291	191,603	17,696,894
	1 国庫負担金	14,688,911	143,451	14,832,362
	2 国庫補助金	2,671,741	48,152	2,719,893
19 寄附金		1,321,510	2,371	1,323,881
	1 寄附金	1,321,510	2,371	1,323,881
20 繰入金		2,974,113	15,751	2,989,864
	1 基金繰入金	2,974,113	15,751	2,989,864
21 繰越金		100,000	227,528	327,528
	1 繰越金	100,000	227,528	327,528
22 諸収入		2,601,825	2,000	2,603,825
	4 雑入	475,954	2,000	477,954
23 市債		4,663,800	20,400	4,684,200
	1 市債	4,663,800	20,400	4,684,200
歳入合計		80,088,037	459,653	80,547,690

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,774,076	66,032	4,840,108
	1 総務管理費	1,942,938	17,635	1,960,573
	2 企画費	2,334,322	34,599	2,368,921
	5 戸籍住民登録費	100,648	13,798	114,446
3 民生費		29,001,038	21,994	29,023,032
	1 社会福祉費	8,738,478	21,994	8,760,472
4 環境衛生費		4,422,640	155,288	4,577,928
	1 環境保全費	83,281	233	83,514
	2 保健衛生費	2,191,821	155,055	2,346,876
7 商工費		3,407,093	977	3,408,070
	1 商工費	3,407,093	977	3,408,070
8 土木費		6,634,918	60,635	6,695,553
	4 都市計画費	1,139,749	60,635	1,200,384
10 教育費		3,384,206	2,430	3,386,636
	1 教育総務費	1,427,073	20	1,427,093
	4 社会教育費	475,431	2,410	477,841
12 諸支出金		8,548,875	152,297	8,701,172
	2 基金費	635,463	152,297	787,760
歳 出 合 計		80,088,037	459,653	80,547,690

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
東 開 文 化 交 流 サ ロ ン 指 定 管 理 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	175,244

第3表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	変 更 前 後 別	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	変 更 前				
都 市 計 画 事 業	変 更 前	61,000	証 書 又 は 証 券	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	借入先と協議する。 ただし、財政の都合 により繰上償還をな し、又は低利債に借 換えすることができる。
	変 更 後	81,400			
合 計	補 正 額	20,400			
	補 正 前 の 額	4,663,800			
	補 正 後 の 額	4,684,200			

1 歳入事項別明細書

国庫支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 国庫支出金	17,505,291	191,603	17,696,894			
1 国庫負担金	14,688,911	143,451	14,832,362			
5 環境衛生費国庫 負担金	411,287	143,451	554,738	1 保健衛生費国庫 負担金	143,451	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 143,451
2 国庫補助金	2,671,741	48,152	2,719,893			
1 総務費国庫補助 金	127,324	13,798	141,122	2 戸籍住民登録費 国庫補助金	13,798	マイナンバーカード交付事務費補助金 13,798
3 環境衛生費国庫 補助金	223,255	11,604	234,859	1 保健衛生費国庫 補助金	11,604	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 11,604
7 社会資本整備総 合交付金	239,698	22,750	262,448	1 社会資本整備総 合交付金	22,750	公園整備事業費 22,750

(単位：千円)

寄附金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 寄附金	1,321,510	2,371	1,323,881			
1 寄附金	1,321,510	2,371	1,323,881			
2 総務費寄附金	202,000	2,171	204,171	1 企画調整費寄附 金	1,121	平和の鐘設置事業費指定寄附金 1,121
				3 スポーツ振興費 寄附金	1,000	スポーツ振興費指定寄附金 1,000
				4 国際交流費寄附 金	50	子ども国際交流基金指定寄附金 50
4 環境衛生費寄附 金	0	200	200	2 公害対策費寄附 金	200	環境基本計画（ゼロカーボン推進計画）策定事業費指定寄附金 200

(単位：千円)

繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
20 繰入金	2,974,113	15,751	2,989,864			
1 基金繰入金	2,974,113	15,751	2,989,864			
13 特定防衛施設周 辺整備調整交付 金事業基金繰入 金	0	15,751	15,751	1 特定防衛施設周 辺整備調整交付 金事業基金繰入 金	15,751	特定防衛施設周 辺整備調整交付金事業基金繰入金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 繰越金	100,000	227,528	327,528			
1 繰越金	100,000	227,528	327,528			
1 繰越金	100,000	227,528	327,528	1 前年度繰越金	227,528 前年度繰越金	227,528

(単位：千円)

諸収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
22 諸収入	2,601,825	2,000	2,603,825			
4 雑入	475,954	2,000	477,954			
5 雑入	403,023	2,000	405,023	43 自治総合センタ 一助成金	2,000 自治総合センタ 一助成金	2,000

市債

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
23 市債	4,663,800	20,400	4,684,200			
1 市債	4,663,800	20,400	4,684,200			
4 土木債	2,347,100	20,400	2,367,500	3 都市計画事業債	20,400	都市計画事業債 20,400

2 歳出事項別明細書

総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特定財源 国道支出金	地方債	財源 その他	区 分	金 額	
2 総務費	4,774,076	66,032	4,840,108	13,798		6,050	46,184		
1 総務管理費	1,942,938	17,635	1,960,573			2,050	15,585		
1 一般管理費	886,802	3,894	890,696				3,894	12 委託料	3,894 ●総合行政システム事業費
7 コミュニティ 振興費	84,433	2,000	86,433			2,000		18 負担金補助 及び交付金	2,000 ●町内会コミュニティ助成事業費
8 コミュニティ 施設費	333,761	11,242	345,003				11,242	21 補償補填及 び賠償金	11,242 ●コミュニティ施設補償金
11 国際交流費	17,584	50	17,634			50		24 積立金	50 ●こども国際交流基金積立金
12 男女平等参画 推進費	43,411	449	43,860				449	21 補償補填及 び賠償金	449 ●男女平等参画推進センター補償金
2 企画費	2,334,322	34,599	2,368,921			4,000	30,599		
1 企画調整費	1,080,191	125	1,080,316				125	7 報償費 8 旅費	105 ●非核平和都市条例制定20周年記念事業 20費 7 報償費 105 8 旅費 20
3 スポーツ振興 費	112,884	7,000	119,884			4,000	3,000	18 負担金補助 及び交付金	7,000 ●全国高等学校選抜アイスホッケー大会補 助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
					特定財源	財源 その他	一般財源	区分	金額		
					国 道 支 出 金	ス ポ ー ツ 振 興 費 附 金 1,000					
	4 スポーツ施設費	1,054,717	27,474	1,082,191		前年度繰越金 3,000	27,474	27,474	●スポーツ施設補償金	27,474	
	5 戸籍住民登録費	100,648	13,798	114,446	13,798						
	1 戸籍住民登録費	67,806	13,798	81,604	13,798			12 委託料 13 使用料及び賃借料	●マイナンバーカード交付管理システム事業費	12,392 1,406	
					戸籍住民登録費 国庫補助金 13,798					12 委託料 13 使用料及び賃借料	12,392 1,406

民生費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源 其 他	一 般 財 源	区 分	金 額		
								国 道 支 出 金	
3 民生費	29,001,038	21,994	29,023,032		15,804	6,190			
1 社会福祉費	8,738,478	21,994	8,760,472		15,804	6,190			
1 社会福祉総務費	271,916	53	271,969		53		24 積立金	53	●福祉ふれあい基金積立金
					前年度繰越金 53				
4 社会福祉施設費	627,349	21,941	649,290		15,751	6,190	12 委託料 14 工事請負費 21 補償補填及 ひ賠償金	15,751 1,232 4,958	○東開文化交流サロン指定管理費 ●社会福祉施設整備事業費 ●福祉ふれあいセンター補償金 ●市民活動センター補償金
					特定防衛施設 周辺整備調整 交付金事業基 金繰入金 15,751				

環境衛生費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説 明
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源			
4 環境衛生費	4,422,640	155,288	4,577,928	155,055		200	33			
1 環境保全費	83,281	233	83,514			200	33			
1 公害対策費	53,374	233	53,607			200	33	10 需用費 17 備品購入費	●環境基本計画（ゼロカーボン推進計画） 策定事業費 10 消耗品費 157 17 備品購入費 76	
2 保健衛生費	2,191,821	155,055	2,346,876	155,055		200				
2 予防費	1,296,270	155,055	1,451,325	155,055				11 役務費 12 委託料	●新型コロナウイルスワクチン接種体制確 保事業費 11 通信運搬費 4,284 12 委託料 150,771	
				保健衛生費国 庫負担金 143,451						
				保健衛生費国 庫補助金 11,604						

商工費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源	財 源 其 他	一 般 財 源	区 分	金 額		
7 商工費	3,407,093	977	3,408,070			977				
1 商工費	3,407,093	977	3,408,070			977				
3 観光費	242,611	977	243,588			977	21 補償補填及 ひ賠償金	977	●ウトナイ交流センター補償金	977

土木費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
8 土木費	6,634,918	60,635	6,695,553	22,750	20,400	17,485	17,485			
4 都市計画費	1,139,749	60,635	1,200,384	22,750	20,400	17,485	17,485			
2 公園維持費	534,661	15,135	549,796			15,135	21 補償補填及 ひ賠償金	15,135		●オートリゾートセンターハウス・温浴施設等補償金 ●公園施設補償金 45
3 公園整備費	242,020	45,500	287,520	22,750	20,400	2,350	14 工事請負費	45,500		●社会資本整備総合交付金事業費 45,500
				社会資本整備 総合交付金 22,750	都市計画事業 債 20,400					

教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 支 出 金	地方債	財源		区分	金額	
						国 道	其 他			
10 教育費	3,384,206	2,430	3,386,636			21	2,409			
1 教育総務費	1,427,073	20	1,427,093			20				
5 諸費	386,648	20	386,668			20		24 積立金	20	●教育施設整備基金積立金
						前年度繰越金 20				
4 社会教育費	475,431	2,410	477,841			1	2,409			
1 社会教育総務費	60,901	1	60,902			1		24 積立金	1	●市民文化芸術振興基金積立金
						前年度繰越金 1				
2 社会教育施設費	325,473	2,409	327,882				2,409	21 補償補填及 ひ賠償金	2,409	●社会教育施設補償金

諸支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源 国道支出金	地方債	その他	区分	金額	
12 諸支出金	8,548,875	152,297	8,701,172			152,297			
2 基金費	635,463	152,297	787,760			152,297			
1 財政調整基金 積立金	160,459	1,122	161,581			1,122	24 積立金	1,122	●財政調整基金積立金 1,122
4 総合戦略推進 基金積立金	473,512	151,175	624,687			151,175	24 積立金	151,175	●総合戦略推進基金積立金 151,175

債務負担行為に関する調書

追加

(単位：千円)

款	事	項	限度額	5年度以降の		左の財源内			一 般財源
				支出	予定額	特	定	財	
				期間	金額	国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
各施設	指定管理費								
	東開文化交流サロ	ン	175,244	5~8	175,244			175,244	

地方債に関する調書

変更

(単位：千円)

区	分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1	普通債			20,400		20,400
(6)	土木			20,400		20,400
合	補正額			20,400		20,400
	補正前の額	91,068,772	92,449,736	4,663,800	7,329,776	89,783,760
	補正後の額	91,068,772	92,449,736	4,684,200	7,329,776	89,804,160

議案第3号

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の150」を「100分の142.5」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の142.5」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(苫小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 苫小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の150」を「100分の142.5」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に特別職の職員に対して支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下「特別職基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に 222.5 分の 15 を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下「特別職調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、特別職調整額が特別職基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

2 令和3年12月に苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「 222.5 分の 15 」とあるのは、「 150 分の 15 」とする。

第3条 令和4年6月に一般職の職員（給与条例第4条第14項に規定する会計年度任用職員及び令和3年12月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日。以下「基準日」という。）において給与条例の適用を受けない職員を除く。）に対して支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の給与条例第16条第2項（同条第3項又は第3条の規定による改正後の苫小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに給与条例第16条第4項、第5項及び第7項（苫小牧市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7

号) 第12条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 若しくは第19条第1項から第5項まで若しくは第7項、苫小牧市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成9年条例第30号)第4条第1項又は苫小牧市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第4号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下「一般職基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、基準日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下「一般職調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、一般職調整額が一般職基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(給与条例第4条第10項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 150分の15

イ 苫小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 72.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(市長への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

国家公務員の給与改定に準じて特別職の職員及び一般職の職員に支給する期末手当の支給割合を引き下げる等のため、関係規定を整備する。

議案第4号

苫小牧市民文化ホール条例の制定について

次のとおり議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市民文化ホール条例

(設置)

第1条 豊かな文化・芸術の世界を堪能できる場を提供することにより、人々の来訪や交流を促し、もってまちのにぎわいの創出及び市民文化の向上を図るため、苫小牧市民文化ホール（以下「市民文化ホール」という。）を苫小牧市旭町3丁目3番3号に設置する。

(事業)

第2条 市民文化ホールは、次の事業を行う。

- (1) 市民文化ホールの施設及び設備を住民の利用に供すること。
- (2) 文化・芸術活動の振興及び支援に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 市民が集う場の創出に関すること。
- (4) 情報発信のための施設等の提供に関すること。
- (5) 市民が主体的に市民文化ホールの運営に関わる機会の創出に関すること。
- (6) 市内外の交流の促進を図るための事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(使用許可)

第3条 市民文化ホールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、市民文化ホールの管理運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 市民文化ホールの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他市民文化ホールの管理運営上適当でないとき。

（使用料）

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料（附属設備については、規則で定める額）を納入しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者がその責めに帰することのできない理由により市民文化ホールを使用できなくなった場合その他相当と認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第5条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に市民文化ホールを使用し、又は市民文化ホールを使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に不正があったとき。
- (4) 市民文化ホールの管理運営上支障があるとき。

(使用の制限等)

第7条 市長は、市民文化ホールの管理運営上適当でないと認めた者に対し、市民文化ホールの使用を制限し、又は市民文化ホールへの入場を拒否し、若しくは市民文化ホールからの退場を命じることができる。

(特別な設備等の許可)

第8条 使用者は、市民文化ホールの使用に当たり、特別の設備をし、又は既存の設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、市民文化ホールの使用を終えたとき、又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第10条 市民文化ホールの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、その者の責めに帰することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、市民文化ホールの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、市民文化ホールの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条各号に定める事業の計画及び実施に関する業務
- (2) 市民文化ホールの使用許可及びその取消し等に関する業務
- (3) 市民文化ホールの維持管理に関する業務
- (4) その他市民文化ホールの管理運営上必要と認める業務

2 指定管理者に前項第2号に掲げる業務を行わせる場合における第3条及び第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金）

第12条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に市民文化ホールの管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者に市民文化ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。

2 使用者のうち別表に定める施設を使用する者は、第4条第1項の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、あらかじめ市長が定める基準に該当する場合を除き、還付しない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、市民文化ホールの管理運営について必

要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(苫小牧市民会館条例の廃止)

- 2 苫小牧市民会館条例（昭和43年条例第32号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 市民文化ホールの施設等の使用のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第4条及び第12条関係）

1 ホールA使用料

区分			午前	午後	夜間	1日
(1)	入場料を徴収しない場合又は入場料が500円以下の場合	平日	37,700円	50,300円	62,800円	150,800円
		土曜日、日曜日及び休日	47,100円	62,800円	78,500円	188,400円
(2)	入場料が500円を超え1,000円以下の場合	平日	56,500円	75,400円	94,200円	226,100円
		土曜日、日曜日及び休日	70,600円	94,200円	117,700円	282,500円
(3)	入場料が1,000円を超え2,000円以下の場合	平日	75,400円	100,600円	125,600円	301,600円
		土曜日、日曜日及び休日	94,200円	125,600円	157,000円	376,800円

(4)	入場料が 2,000 円を超え る場合	平日	94,200 円	125,700 円	157,000 円	376,900 円
		土曜日、 日曜日及 び休日	117,700 円	157,000 円	196,200 円	470,900 円

2 ホールB使用料

区分		午前	午後	夜間	1日	
(1)	入場料を 徴収しな い場合又 は入場料 が500 円以下の 場合	平日	12,500 円	16,700 円	20,900 円	50,100 円
		土曜日、 日曜日及 び休日	15,600 円	20,800 円	26,100 円	62,500 円
(2)	入場料が 500円を 超え 1,000 円以下の 場合	平日	18,700 円	25,000 円	31,300 円	75,000 円
		土曜日、 日曜日及 び休日	23,300 円	31,200 円	39,100 円	93,700 円
(3)	入場料が 1,000 円を超え 2,000 円以下の 場合	平日	25,000 円	33,400 円	41,800 円	100,200 円
		土曜日、 日曜日及 び休日	31,200 円	41,600 円	52,200 円	125,000 円
(4)	入場料が 2,000 円を超え る場合	平日	31,200 円	41,700 円	52,200 円	125,100 円
		土曜日、 日曜日及 び休日	39,000 円	52,000 円	65,200 円	156,200 円

3 活動室等使用料

区分	午前	午後	夜間	1日
----	----	----	----	----

活動室 1	平日	870円	1,160円	1,160円	3,100円
	土曜日、 日曜日及 び休日	1,000円	1,400円	1,400円	3,800円
活動室 2	平日	1,390円	1,860円	1,860円	5,100円
	土曜日、 日曜日及 び休日	1,700円	2,300円	2,300円	6,300円
活動室 3	平日	1,640円	2,190円	2,190円	6,000円
	土曜日、 日曜日及 び休日	2,000円	2,700円	2,700円	7,400円
活動室 4	平日	1,970円	2,620円	2,620円	7,200円
	土曜日、 日曜日及 び休日	2,400円	3,200円	3,200円	8,800円
活動室 5	平日	4,140円	5,520円	5,520円	15,100円
	土曜日、 日曜日及 び休日	5,100円	6,900円	6,900円	18,800円
活動室 6	平日	4,560円	6,080円	6,080円	16,700円
	土曜日、 日曜日及 び休日	5,700円	7,600円	7,600円	20,800円
音楽スタ ジオ	平日	1,340円	1,790円	1,790円	4,900円
	土曜日、 日曜日及 び休日	1,600円	2,200円	2,200円	6,000円
ダンス練 習室	平日	3,090円	4,120円	4,120円	11,300円
	土曜日、 日曜日及 び休日	3,800円	5,100円	5,100円	14,000円

美術創作室1・美術創作室2	平日	1,170円	1,560円	1,560円	4,200円
	土曜日、日曜日及び休日	1,400円	1,900円	1,900円	5,200円
和室	平日	2,410円	3,220円	3,220円	8,800円
	土曜日、日曜日及び休日	3,000円	4,000円	4,000円	11,000円
練習室兼ピアノ庫	平日	1,230円	1,640円	1,640円	4,500円
	土曜日、日曜日及び休日	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円
多目的室	平日	8,490円	11,300円	14,100円	33,800円
	土曜日、日曜日及び休日	10,600円	14,100円	17,600円	42,200円
ギャラリー	平日				13,500円
	土曜日、日曜日及び休日				16,800円
託児スペース	平日	2,420円	3,220円	4,030円	9,600円
	土曜日、日曜日及び休日	3,000円	4,000円	5,000円	12,000円
エントランス等のスペース(1㎡あたり)		30円	40円	40円	110円
ホールA楽屋1・ホールA楽屋2・ホールA楽屋3		1,300円	1,300円	1,300円	
ホールA楽屋4・ホールA楽屋5		700円	700円	700円	
ホールB楽屋1・ホールB楽屋2		1,100円	1,100円	1,100円	

ホールB 楽屋3	600円	600円	600円	
屋外スペース（1㎡あたり）	15円	20円	20円	60円

4 駐車場使用料

区分		1日
駐車場	1台1回	500円

備考

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 各時間区分（午前、午後、夜間又は1日の各区分をいう。以下同じ。）の開始及び終了の時刻は、規則で定める。
- 3 ホールA及びホールBの使用について、入場料の額が2以上定められている場合は、その最高額をもって入場料の額とする。
- 4 ホールA及びホールBを準備等のため使用する場合は、使用を許可した使用区分に係る使用料の5割に相当する額とする。
- 5 ホールAの一部を使用する場合の使用料の額は、使用を許可した使用区分に係る使用料の8割に相当する額とする。
- 6 ホールA、ホールB及びギャラリーについて、使用者が本市以外に住所又は事務所を有する者である場合は、使用を許可した使用区分に係る使用料に、その10割に相当する額を加算する。
- 7 活動室等について、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴する場合は、使用を許可した使用区分に係る使用料に、その15割に相当する額を加算する。

- 8 商品の宣伝、展示、販売等営利の目的をもって使用する場合は、使用を許可した使用区分に係る使用料に、その10割に相当する額を加算する。
ただし、入場料等を徴する場合にあっては、この限りでない。
- 9 使用許可を受けた時間区分を超過した場合は、使用を許可した使用区分に係る使用料に、規則で定めるところにより計算した額を加算する。

理 由

市民文化ホールを設置するため、本条例を制定する。

議案第 5 号

苫小牧市保健センター条例及び苫小牧市診療所条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市保健センター条例及び苫小牧市診療所条例の一部を改正する
条例

(苫小牧市保健センター条例の一部改正)

第 1 条 苫小牧市保健センター条例（昭和 5 3 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

(苫小牧市診療所条例の一部改正)

第 2 条 苫小牧市診療所条例（平成 2 7 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

苫小牧市夜間・休日 急病センター	苫小牧市旭町 2 丁目 9 番 2 号	内科、小児科
---------------------	---------------------	--------

第 4 条第 1 項中「定められている診療」、「ある診療」及び「前 2 号に規定する診療以外の診療」の次に「を受ける場合」を加え、同項に次の 1 号を加え

る。

- (4) 特別の処置又は特殊の薬品の投与に伴う治療用具及び薬剤容器を用いる
場合 実費を勘案して市長が別に定める額

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苦小牧市診療所条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る使用料について適用し、同日前に行われた診療に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、持続可能な東胆振圏域の救急医療体制の構築に向け、地域医療の将来を見据えながら継続した初期救急の確保に資するため、関係規定を整備する。

議案第6号

事業契約の締結について

下記のとおり事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

- 1 事業名 (仮称) 苫小牧市民ホール整備運営事業
- 2 契約金額 16,448,624,244円
上記金額に、物価変動及び需要変動に伴う増減額を加算した額の範囲内
- 3 契約の方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- 4 相手方 苫小牧市一本松町4番地4
氷都とまこまいパートナーズ株式会社
代表取締役 只石彰光
- 5 契約期間 契約締結の日から令和28年3月31日まで

議案第7号

契約の締結について

下記のとおり契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び苫小牧市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

苫小牧市長 岩倉博文

記

- 1 工 事 名 令和4年度日新団地市営住宅12号棟（5F60戸）新築
主体工事
- 2 契 約 金 額 1,109,900,000円
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 相 手 方 苫小牧市木場町2丁目9番6号
岩倉・菱中・盛興・秋村特定建設工事共同企業体
代表者 岩倉建設株式会社苫小牧本店
常務取締役本店長 西川良明
構成員 菱中建設株式会社苫小牧本店
常務取締役本店長 岩谷高志
盛興建設株式会社
代表取締役社長 原 広吉
株式会社秋村組
代表取締役 宇多重雄

議案第8号

契約の締結について

下記のとおり契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び苫小牧市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

- 1 工 事 名 令和4年度日新団地市営住宅12号棟（5F60戸）新築
衛生設備工事
- 2 契 約 金 額 234,300,000円
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 相 手 方 苫小牧市字糸井143番地7
榆・興和・東成共同企業体
代表者 榆建設株式会社
代表取締役 水 嶋 清 孝
構成員 興和設備株式会社
代表取締役 阿 部 敏 美
東成設備株式会社
代表取締役 太 田 光 弘

議案第9号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び苫小牧市財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

苫小牧市長 岩倉博文

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する動産 | 凍結防止剤散布車 |
| 2 | 取得の方法 | 買入れ |
| 3 | 取得予定価格 | 22,494,260円 |
| 4 | 相手方 | 北広島市大曲中央1丁目2番地2
北海道川崎建機株式会社札幌支店
支店長 名畑宏昭 |

議案第10号

指定管理者の指定について

苫小牧市民文化ホールに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

1 指定管理者

苫小牧市一本松町4番地4

氷都とまこまいパートナーズ株式会社

代表取締役 只 石 彰 光

2 指定期間

令和8年3月1日から令和28年3月31日まで

議案第11号

指定管理者の指定について

苫小牧市東開文化交流サロンに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

1 指定管理者

苫小牧市元中野町2丁目18番9号

Social Library Platform 東開町

代表者 社会福祉法人ゆうゆう

理事長 大 原 裕 介

構成員 株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷 一 文 子

2 指定期間

令和4年12月1日から令和9年3月31日まで